

検察審査会法の一部を改正する法律案要綱（試案）について

- 1 平成16年の法改正により、検察審査会の起訴議決に基づき公訴が提起される制度、いわゆる強制起訴制度が導入された。

しかし、検察審査会の起訴議決に係る行政権の行使については、刑事被告人の人権保障に重大な影響を及ぼすものであるにもかかわらず、内閣にその最終的な責任が帰属する検察官の起訴とは異なり、内閣にその責任を問いようがない。

このことを重視して強制起訴制度を廃止するということも考えられるが、強制起訴された実例が数件にとどまる現時点において、直ちに制度を廃止することは現実的には難しいと考えられる。

- 2 他方で、現行の検察審査会法には、次のような問題点がある。

第1に、現行法では、検察審査会議の会議録については、その記載事項が法定されておらず、また、逐語的な会議録とされていない。これは、検察審査会議の構成員による会議経過の正しい理解に寄与し、検察審査会議の厳格性や正当性を担保するという視点からみて、甚だ不十分と言わざるを得ない。

第2に、現行法では、検察審査会議の開催状況を公表することとされておらず、検察審査会が実際に活動しているかどうかをチェックすることができない。検察審査会議の開催状況のうち、検察審査会の非公開の趣旨に反しない事項については、会議の開催の都度、公表すべきである。

第3に、現行法では、審査補助員の数は1人と法定されているため、審査補助員の中立性・公正さが確保されにくい。特に、起訴議決をするような場合には、審査補助員を複数にして、その中立性・公正さを担保すべきである。

- 3 そこで、検察審査会の活動がより適正なものになるよう、次の内容の法改正を考えているところである。

第1に、検察審査会議の会議録には、①会議をした検察審査会、②会議の日時及び場所、③会議に出席した検察審査員、補充員等の氏名（官職がある者にあつては、官職及び氏名）、④会議の議題、⑤会議において審査を行った場合にあつては、審査申立人及び被疑者の氏名、被疑事実の要旨並びに不起訴処分をした検察官の官職及び氏名、⑥検察審査会長が特に記載を命じた事項のほか、会議に出席した者の全ての発言を記載しなければならないものとする。

第2に、検察審査会は、検察審査会議を開いたときは、遅滞なく、①会議をした検察審査会並びに会議の日時及び場所、②会議に出席した検察審査員、補充員等のそれぞれの人数、③会議の議題、④会議において審査を行った場合にあつては、議決の有無を公表しなければならないものとする。

第3に、審査補助員の数を2人以内とするものとし、検察審査会は、再度の不起訴処分の審査を行うに当たっては、審査補助員を2人委嘱しなければならないものとする。